

手続名
日常生活用具当給付サービス

担当課・係（連絡先）

障がい福祉課相談支援係（049-251-2711 内線337）

手続説明

- ・概要
重度の障がい者等に対し、障がいにより不便を生じていることを補うための自立支援用具等を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
- ・要件
主に本市に居住を有する障がい者等で、富士見市日常生活用具給付等事業実施要綱別表に定める要件を満たすもの。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fuimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・申請書（様式第1号）
- ・日常生活用具見積書

手続詳細URL

https://www.city.fuimi.saitama.jp/kenko_fukushi_iryu/05syougaisya/nichiivou/2010-0511-2158-136.html

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし